

駅逓情報

第59号

時報

人馬賃銭が円銭勘定

になるまでを追う(二)

最初の代金は米で――

前号では、華府は、東蝦夷地(北海道の太平洋沿岸)を直轄化し、箱館奉行を置いて統治したが、その初年の寛政十一(一七九九)年ころ、箱館奉行は旅人が支払う人馬賃銭を「米」で支払うよう設定した。

これを最初として、以後、「文、水銭」に移行する状況を見てきた。

さらに本号では、通貨が円銭勘定に移行するまでの間と人馬賃銭の移り替りを対比して見ようと思うのである。

要するに、現代まで続いている通貨としての円銭勘定を宿駅の人馬賃銭の変化と対比して見ようとするものである。

以下、目まぐるしく変化する人馬賃銭の状況から見よう。

四 人馬賃銭目まぐるしく変る

以上、明治三年十二月に改定された人馬賃銭は、六か月も経たぬ四年六月、大蔵省定期に基づく改定として「人足賃一人一里水二十五文六分、馬は従来通り」とする布達が発出された。短期間に出される改定に対して、現地の対応はどおであ

あったであろう。この点について「駅路沿革志」は前出の明治三年十二月と、翌四年上六月の改定は、単に、水銭勘定に改定しただけで、賃銭改正はなかつたものと理解したと認められて、現地の各駅場所では、改定に触れる記録は残っていない。ところが、これ以後、円滑に運行されるものと思つてゐる矢先の右、明治三年十二月の人馬賃銭の改定から四か月も経たぬ四年二月、函館開拓使出張所から発せられたと認められる、次の文書がある。

〔蝦夷地三か寺通行之節人馬賃銭并勘代之儀向後諸家御国人取通行之節相心得人足一人壹里銭三拾文馬壹匹銭四拾文願代上下之無差別參断二面銭三百文可請取もの也
函館御役所 函館町与尻沢村迄

未二月九日

大り海岸藩御村迄

(「函館文書館」)

この賃銭改定は函館より東海岸通り(下海岸道)藩御村までに達しられたものであるが、この間を通行する東蝦夷地、及び三官寺等への用向きで奥地へ向かう通行人を対象に達したものである。

この賃銭改定は、客年十二月の水銭勘定への切り替えに伴う全道一斉の賃銭改定の際のものと思われるが、「水」との表記はないもの当然水銭勘定によるものと思われる。しかし、水銭改定時のものであれば御定賃銭は人足水二十三文、馬二十五文であったはずであるのに若干ではあるが高額になつてゐる。

あるいは、明治三年九月の道内の特殊事情を考慮して増額してよいという布達を受けて、早速これを適用したのかも知れない。また、右軸書中に「三官寺」とあるのは、蝦夷三官寺のこと、有珠の普光寺、樺根の等瀧院、厚岸の国家寺を指すものである。

五 雜立賃銭、円銭勘定となる

明治六(一八七三)年三月のこと、函館支行では、雜立賃銭の円銭勘定への切り替えに伴う布達書を次のとおり策定した。

一 布告 案

人馬賃銭之儀ハ公私ノ別ナク馬寄正寄里金六銭人足寄人寄里金四銭請取可申旨先般相連シ候節従前相対之定馬寄正寄里金七銭五厘人足寄人寄里六銭九厘ハ相續候段今チ不申渡ヨリ旧規則ヲ追ヒ区々之請取方致シ候向モ有之趣不都合ニ付己來ハ壬申四月中相續候通相心得馬ハ寄正七銭五厘人足ハ寄里六銭九厘之廉取消之儀ト相心得可申事個人馬儀ニ駅通押印無之分ハ勝手タルベク事

右之趣駅場之地江可相連モノ也

中判官 杉浦 誠一

この布告は、明治六年六月に発出されたものであるが、この布告を発した直前の改定は、明治五年四月であり、このときには「御定・相対(和應)」を統合して一本建てとなし、人足一人一里水四十文、馬一疋一里水六十文であったから、この一年間の、いずれかの時期に円銭勘定になったものであろう。しかし、円銭勘定への切り替えに関する布告文は見当たらない。しかもこの六年三月(実際の布告は六月)の布告において

「馬一疋一里七銭五厘、人足一人一里六銭九厘とあるのは間違ひであつたので取消し、馬一疋一里金六銭、人足一人一里金四銭と心得よ」というのである。役人とは勝手なもので、自分が間違えておいて、下々には「左様心得よ」というのである。さて、この改定料金は現地駅通所にも浸透したものと見え、別項で連載中の「下海岸道各駅通の沿革」にも記述されている。

しかし、この補正料金が、函館駅通の沿革には、明治七年八月の改定と誤記されていて若干のずれがある。右のとおり、円銭勘定になった時期は正確には明らかでないが、前出の布告案によると、明治五年四月から同六年三月までの間に切り替えられたものと認められる。

明治五年一月十五日、開拓使は三井組(のちの三井銀行)に委託し、開拓使兌換券一円以下六種、計二百五十万円を発行したとあるから、このとき切り替えられたものである。また、「駅通志稿」によると、明治六年二月「信書屋目録以下一銭、即百文四匁以上八匁以内二銭二百匁……」とあり、

り、円銭勘定切り替え後、初の郵便料金改定が行われ、かつ、これまでの百文は一銭に相当するとしている。しかし、北海道における切り替えが、いつ行われたのかについての史料は見当たらない。

六 終りに

以上、人馬賃銭が「案から文に、文から水銭勘定に、さらに円銭勘定」に移行した推移を語いた。その主目的は、人馬賃銭を通じて、現代に至った貨幣制度の移り替りを究明したかったからである。これが、人馬賃銭という、かつて江戸時代の交通手段としての宿駅制を通じて当時の貨幣流通の側面を見てきたものである。しかし以上記述した中において、あえて複雑な制度内容にまで踏み込んで言及した部分がある。これは、将来、北海道の宿駅制度の研究を志す人達に対して資料を残しておきたいとの考えからである。

(完)

朝鮮通信使が迎つた道

一 宿駅・庶民側から見た一行の姿

一 はじめに

私は、従来から朝鮮通信使(以下、通信使という)の存在と、通信使を遊べるに当たって日本側の、特に、街道筋の宿駅や、庶民がどのように対応したかについて興味を持っていた。そこで、この点についての資料を収集し、これまでも二、三の発表もしてきた。

もちろん、各地には一行を迎えるに当たつての対応状況を記録した原書も多数保存されていて、これを基にしての著書も多数発表されているので、私は、目につく態度購入して通讀してきた。しかし、そのほとんどは、幕府、又は沿道各藩の、通信使

を避けるに当たつての接待、物資の提供等、いわゆる、その掌に当たる役人側の対応状況等が主であつて、私の期待している庶民の日に触れた状況とか、宿駅としての人足・馬匹の激発状況等については、至つて断片的により記述されていないのである。

考えて見るとこれは当然であつて、通信使一行と直接接触するのには、幕府とか各藩の役人層であつて、宿駅等に課した負担とか物資の供出等、下々の村方が負つた措置については表面に出てこないものである。

私はこれまで、通信使に関する著書はもちろん、日本側における最初の上陸地である対馬、空岐へも足を運んで現地の状況を自分の目で確かめてきた。

そのようなとき、今回、仲尾宏著「朝鮮通信使」が発刊されたことを知り、早速取り寄せ期待をこめて内容を検討してみた。

それは、これまでの著書と同様、幕府や各藩の側面、物資の供出状況等が主眼ではあつたが、対応措置等が具体的に記述されているので、一読、取りまともに記録に留めておこうと思つた次第である。

一 朝鮮通信使とは

1 通信使の発祥

通信使は慶長二（一五九七）年、秀吉のときに始まるが、初回から三回までは朝鮮通信使とはいわず「回客兼副運使」と呼称した。

本編では、前出の著書「朝鮮通信使」を専ら参考にし、通信使の紹介を主目的に記述するが、本編を執筆中、たまたまNHKテレビで、通信使来訪四〇〇年を記念して「朝鮮通信使がやてきた」という標題で放映があり、記述に当たつてこの内容を加えて参考にした事項もある。

代が代つて徳川の時代になり、始めての「朝鮮通信使」が慶長十二（一六〇七）年にやつてきた。

このときの通信使は、ソウル（當時は、海陽、漢城と称す）と江戸との間、海陸合わせての行程約二、〇〇〇キロ、二月

二十九日、釜山で海神に航海安全の新風祭を行なつて出発してから六月六日江戸城で国書伝達式を挙げるまで二か月半の長旅である。

さてこの間、釜山対岸の日本領、対馬に上陸、以後、北九州、大坂、京都を経て江戸に至るものであつた。

使節団の構成人員は以後、そのときによつて多少の違いはあるが、総員二〇〇名から五〇〇名といった大人数が編成されて来た。江戸時代に入つて初回の通信使を遡るときから文化八（一八一）年の最終回まで一二回の来訪であつた。

右、通信使との呼称は、「お互いが、信（よし）交（あ）を受（う）けあつた」といった意味があるそうで、朝鮮王朝では、この外交使節のことを「日本通信使」と呼称しているという。この使節を差し向ける理由としては、秀吉による朝鮮の役の折りに日本へ連れ去られた二万から五万人に及ぶ朝鮮人捕虜を連れ戻す目的があつたといわれている。しかし、これら捕虜は年を経るに従つて故郷へ帰ることなく、日本で死亡したというのである。またもう一つの目的は、日本では、今後戦争をする意志があるのかどうか確認する意味もあつたといわれている。

なお、通信使を受入れる日本側の窓口には、朝鮮に一番近い対馬藩が当たるのが常態であつた。

2 釜山から江戸へ

朝鮮側の資料によると、江戸時代に入つてからの使節団の出発から江戸への到着までの状況を通じてみると、慶長十二（一六〇七）年二月二十九日のこと、朝鮮で結成された「朝鮮通信使」は、前出のとおり、釜山における安全祈願祭ののち、対馬藩が差し向けた水先案内船に誘導されて対馬海峡を横断した。二回目は以降は六艘の編成で、これには正使、副使、従事官が、それぞれ別の船に乗船し、それに貨物船が別仕建てで随行するといった体制である。

対馬では、島の東北端に上陸した。実は、私も当時をしのんで現地をこの目で確かめようと、数年前、空岐、対馬を訪ね、通信使の歩んだ足跡を追つたことがある。

そのさい、対馬の東北端に至つて、対岸の韓国とおぼしき

地影を窺がい、當時をしの人だことがある。さて、話題を元に戻して、やがて、対馬藩主の在住する府中（のちの盛原）に着いた。

ここで、日本側の最初の接待を受ける。その政治的対応は悪い、やがて通信使一行は、旅を重ねて瀬戸内を来航して、大坂に到着する。

当時大坂城には、豊臣秀頼が健在な時代であるが、一行は、そこを素通りして京都において所司代の丁寧な接待を受け、京都市内の寺社を見物したのであった。

3 江戸城における対応

通信使一行が江戸に到着して、この年の六月六日には、江戸城大広間において朝鮮国王からの国書伝達の儀式が行われた。

ときの將軍は秀忠である。秀忠は、本田正信を通じて使節の遠路来訪をねぎらったという。

使節団一行は、無事江戸における使命を果たし、六月十四日江戸を出発し、このときは、史上例のない鎌倉遊覧をして、もときた箱根の城を越えて帰路についたのである。

4 通信使一行が見た日本と贈物

三日目の通信使は、寛永元（一六二四）年に派遣されたが、このときの来訪理由は「將軍襲職祝賀」というものであった。

江戸幕府では、家光が三代將軍を襲名したときのことである。

このとき使節団が持参した贈物が、前出の仲尾安善書にのっている。それは「鷹五〇連（羽）、虎皮二〇張、豹皮二〇張、人參一〇〇斤、麝（）むぎ五〇疋、青皮一〇張、紙五〇帖、花簾二〇枚、花緞絹五〇枚、金襴一〇巻、麴一〇巻、白芋五〇疋」で、以上は將軍への贈物であった。

このほか、三使臣から大御所への贈物があった。

これに対し、日本からの返礼として、將軍から三使臣に対し「銀子各三〇〇枚」、また秀忠からも、同じく「二〇〇枚のほか、金屏風、甲冑、大剣等が贈られたのであった。

5 対馬藩の対応

前出のとおり、通信使を迎える日本側の折衝窓口は、朝鮮に一番近い藩としての対馬藩であった。通信使は、江戸時代に入って朝鮮通信使と称するようになったが、最初は、徳川氏が江戸幕府を開いてから開がないことから、幕府でも、受け入れ体制が十分整備されていない時期である。

それだけに幕府の対応は行き届かない面が多かった。朝鮮側との接渉に当たる対馬藩に対し、通信使出発直前になっての注文や合意事項の変更が出され、その間にあって交渉に当たる対馬藩の苦勞は甚み大抵のものではなかった。

一方、朝鮮側からは、それほど異論は出なかったものの、対馬藩では幕府側からの無理難題に悩まされたのであった。

対馬藩では、通信使の到着から帰国まで「一家役」と称して、通信使が日本領に滞在し、接待役として、また一行の通行する沿道の各藩への通信使の正確な人数、旅程、その他必要事項の照会に対する回答等、情報を揃えて知らねばならぬ事項の応待、また、それ以外の一行の接待、供託、料理、運物等に対する細部にわたっての問合わせ等、対応に追われたのであった。

その対応に当たる対馬藩担当者には、通信使が上陸してから日本領を離れて帰国するまでの間、体の休まずの暇がなかった。もっとも、対馬藩として一番神経を使ったのは、通信使一行が入った瞬間に到着し通行を開始するからであったという。近代的な情報に関する機器が完備している現代とは違って、当時としては「猿轡（のろし）、早船、飛脚」に頼る時代のことであり、一行に始終同行する担当の対馬藩士として確実で、かつ、遅れない通信使側との情報交換が必要であった。それを円滑にするため、通信使の担当者（船伴という）との接渉、又は、対馬藩の江戸藩邸で、対馬本島へ、運物を届けたり、役人を派遣して人脈を作っておかねばならないのである。この点、上司や、上部機関の接待に苦慮する現代の役人社会と類似している。

瀬戸内沿岸の街道沿いで、宿泊地が決ると、今度は船舶の確保である。また、本藩からの出張役人の乗船する船団、通

信使に先行しての通信使から幕府への運物用の馬や鹿の輸送用船舶、又は通信使入港時の沖合いまで出迎える役人の乗る船の手配をはじめとして、水先案内船、飛脚船、早船など百数十隻が必要であるのだという。対馬藩の苦勞がしのばれるのである。

(次号へ続く)

明治初期における

駅通所の経歴と運営状況 (十)

○下海岸道(東海岸道)

下海岸道沿いの駅通については、前号までに九か所について記述した。この街道の終点森駅通まではまだ九か所残っており道半ばである。

行く手は、噴火湾沿いの温暖で風光明媚、かつ路面も当時としては至って歩行しやすく、旅人にとっても楽しい旅行ができたはずである。

この土地柄は縄文から続いている、当時の古跡も多い地域である。さて、本編は尾札部、白尻駅通へと続く。

9 尾札部駅通 …… おさつべ

2 隔駅に連する距離等

「白尻宿へ道路概ね海浜に沿って平坦である。里程二里一町十三間、亀田郡上湯川宿に通ずる道路五里三十三町、山崎漢次等にして最も難路なり。」

同郡越法華駅江は四里二十五町四十間、明治十三年中、支村木直其他の道路を官費を以て開削し、稍往復を得ると雖其前後は○○崎○○(以上、汚損のため不明)に鳥道を通ずるのみ、故に行旅の人多く路を海上に取るとある。

○「解説」前後内陸の宿駅への距離は、前出の開拓使事業報告と同様であるが、このほか、山越えて上湯川宿へ通ずる五里三十三間の道路があり、この道路は、山岳と溪谷が交互に続いて至って難路である。

越法華宿の項で記述したように「越法華・尾札部」間は難路であるため海路を取る者が多い。

また、支村の本直その他の地域に通ずる道路を明治十三年に官費「函館支庁か？」をもって改修したが、完全ではなく、依然として海路を取る者が多いという。

3 駅通取扱人、及び駅馬

(1) 設置以来沿革不詳、尾札部村、道又儀八なるものに取扱人を命じ、年給金十五円を支給す。但し民費を以って支弁す。明治十二年以後之を止む。

(2) 村民家畜の馬を以て其の時々願書を立て通伝を為す。故に別段駅馬を備うるなし。

(3) 人馬賃銭。明治二年二月人馬賃銭の公取の区別を廃し、人足一人一里金四銭馬一頭金六銭、至急昼夜兼行山道五割増とし、明治十二年一月より前駅と同じとした。

(4) 荷物賃日。明治二年馬一頭の荷物十八貫目となしたる後、人足一人持六貫目とし、馬一頭は二十五貫と改む。明治十二年十一月以後は前駅に同じとした。

○「解説」

(1) 最初は、宿駅の沿革と取扱人の就任時期についてである。

以上、各項記載の関係では分かったようであるが、右に示す部分が多い。

宿駅の最初の設立時期は明らかでないが、幕府(藩館奉行)支配のころ、当村飯田与左衛門が経営していた人馬驛立所を年、十五円で借り上げ、公營(村立)の宿駅を設立した。これを道又儀八に取扱人を命じ年給十五円を支給した。

右によると、駅場掛り上代と人馬驛立人(道又儀)に支給する給料(十五円)は公費として村が支出した。

以上によると、宿駅設立は幕府のときとあるのに片舎借り上げ代と取扱人の給料は共に「円」で記載されている。

円銭制が施行され、人馬賃銭が円銭で受取ることになったのは明治六年三月、函館支庁から管下宿駅に布告されてからである。詳しくは、「駅事情報第五十八号」によられたい。

(2) 明治二年時の駅馬の積荷は十八圓日までであったのを二十五圓日までとし、人足の特荷は従来どおり六圓日までとした。

10 白尻駅通所 …… うすじり

一 所在地 茅部郡白尻村

二 隣駅トノ距離 尾札部へ 二里一町十三間
橋泊 へ 一里十町四十四間

三 駅通取扱人 一人

四 人馬離立賃日賃銭 函館駅二同ジ

五 沿革

一 設置年月、明和三年五月人馬離立所設置。取扱人へ年額金十五円ヲ給ス。

二 明治九年、人馬離立所ヲ駅場ト改メ中村某自宅ニテ駅務ヲ弁ス。

三 十二年十月規則更正村民協力運伝ス。

六 解説

以上は、本駅に関する関係使事業報告の記載事項の総てを挙げた。江戸時代に開設された宿駅で開設年月が明記されている数少ない駅場の一つである。なお、明和三年は一七六六年である。

また、宿駅業務を個人経営の人馬離立所としているのは極めて珍らしいケースである。しかも、離立所の取扱人に対しては村から年十五円(十五兩であらう)を支給している。

明治十二年十月の駅法改正により、人馬離立所は廃止され、

函館支庁管内の他の宿駅同様、村民が順番に出動して運伝することにした。

七 他の資料による究明

1 沿革

(1) 明和三年五月、人馬離立所ヲ設置シ、明治九年三月駅場ト改称、中村彦四郎ナル者ノ自宅ニ於テ取扱フ」とある。人馬離立所時代の詳細は明らかでない。

(2) 道路状況として「尾札部宿へは海浜ノ平砂ヲ歩シ、橋泊宿へハ坂道ナルモ平夷トス」とあり、一般に歩行しやすい平坦な道路である。

(3) 龜田郡上湯川宿へハ六里三十三間ノウチ五里ハ崎羅ナ山道ナリ」とある。

2 駅通取扱人と給料

(1) 近年、中村彦四郎ヲ取扱人ニ命ジタガ給料ハ支給セズ。

後、山田恒吉ニ取扱人ヲ命ジ、後子、年十五円ヲ民費ヲ以テ支給ス」とある。いつの時代なのか明文はないが、この二人は村役人でもあらうか。いずれにしても「近年」とあり明治年代初期に入ってからのことであらう。

(次号へ続く)



発行年月日 平成十九年十二月五日

頒布 無料

発行者 札幌市南区川沿四条五丁目二一

史学研究会 主宰 宇川 隆雄

TEL 〇一一一五七二一一三六〇二番

ホームページ

<http://rashi.hp.infoseek.co.jp/>